

## 九州ルーテル学院大学における教育の質保証に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学部学生に対するきめ細かな履修指導や学業指導等の良好な修学環境を確保するとともに、GPAを活用したより適切な成績評価を通じて、教育の質の保証を図ることを目的とする。

(標準単位)

第2条 各学年の学科、専攻及びコースの標準単位は次表のとおりとする。

学 年	1年	2年	3年	4年
学科・コース				
人文学科キャリア・イングリッシュ専攻	43	41	37	4
人文学科こども専攻保育コース	48	49	31	16
人文学科こども専攻児童教育コース	39	45	43	12
心理臨床学科	45	41	34	13

(教育の質保証のための取組)

第3条 本学は、教育の質を保証するため、次の各号に掲げる取組を推進するものとする。

- (1) GPAによる成績評価の結果は、学生の修学全般に関わる情報を教職員が共有することを目的として、学期ごとに開催される学生支援懇談会において活用する。
- (2) GPAによる成績評価の結果は、学生本人とともに、その保護者にも通知し、大学と家庭が一体となって学修状況の共有を図る。
- (3) 1年次末までの修得単位が20単位未満で、かつ通算GPAの平均値が2.0未満の場合  
 は、アドバイザー、学生支援センターと学務・入試センターが連携して、当該学生の学修意欲、生活状況、経済状況等の修学環境に関するアセスメントを実施するとともに、修学に必要な指導・支援を行う。
- (4) 2年次末までの修得単位が40単位未満で、かつ通算GPAの平均値が2.0未満の場合  
 は、アドバイザーと学科、専攻、コース長のいずれか及び学生支援センターと学務・入試センターが連携して、当該学生の学修意欲、生活状況、経済状況等の修学環境に関するアセスメントを実施するとともに、修学に必要な指導・支援を行う。
- (5) 前2号の場合において、修学環境の改善のため、保護者も交えた協議が必要と判断されるときは、当該学生の同意を得て、学生支援センター及び学務・入試センターの教職員が家庭訪問を含めた積極的な指導・支援を行う。
- (6) 3年次前期までの修得単位が80単位未満の学生については、特別研究の履修を認めないこととする。
- (7) 3年次までの修得単位が80単位未満で、かつ通算GPAの平均値が2.0未満の場合

は、

学生及び保護者を交えた面談を実施し、学修意欲の回復に努める。

(8) アドバイザー、学生支援センター及び学務・入試センターは、前号までの指導・支援を行うにあたり、必要に応じて協議の上、学生の科目履修について制限を設けることができる。

(9) 年間のG P Aが3.0を上回った学生は、次年度に限り、履修規程第5条第1項に規定する履修上限を超えて履修登録することができる。

(退学勧奨)

第4条 前条各号の取組を行った上で、なお学業成績が著しく不振であると認められる者に対しては、学生の生涯を見据えた成長という観点に立ち、学則第49条第3項の規定に基づき、

退学の勧奨を行うことができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、教育の質を保証するための諸施策については、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成29年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年11月18日に制定し、令和3年度入学生から適用する。

2 令和2年度以前の入学生については、なお従前の例による。